

山梨県公安委員会規則第10号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月27日

山梨県公安委員会

委員長 高橋英尚

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和35年山梨県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（交通規制の効力等）

第4条 法第4条第1項前段に規定する交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあってはこれを設置したときに発生するものとする。

2 前項の交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止し、又はこれを撤去したときに、道路標識等にあってはこれを撤去したときに消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由により一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

第12条第12号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。